

「川崎市立地適正化計画」(案)に関する縦覧・意見募集の実施結果について

1 縦覧・意見募集の概要

題名	「川崎市立地適正化計画」(案)の縦覧・意見募集について
意見の募集期間	令和6年12月2日(月)～令和6年12月16日(月)
意見の提出方法	郵送、持参、FAX、電子メール
意見募集の周知方法	・市ホームページ ・資料の閲覧(かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、図書館(本館・分館)、市民館(本館・分館)、教育文化会館、まちづくり局計画部都市計画課 ほか)
意見の公表方法	・市ホームページ ・資料の閲覧(まちづくり局計画部都市計画課)

2 意見募集の結果概要

意見提出数(意見件数)		1通(2件)
内 訳	郵 送	1通(2件)
	持 参	0通(0件)
	FAX	0通(0件)
	電子メール	0通(0件)

【意見の分類と件数】

項目	計
ア 案に賛同するもの	2
イ 基本的な方針が暗に示されているもの	0
ウ 個別の取組・事業に関するもの	0
合計	2

※案の内容そのものに反対する意見はありませんでした

3 御意見の内容と対応

意見募集の結果、居住促進区域の設定など案に賛同する御意見などが寄せられました。

いただいた御意見は、本案の趣旨に沿った御意見であったことから、所要の整理を行った上で、川崎市立地適正化計画を策定します。

4 具体的な意見の内容と市の考え方

①区分：ア 案に賛同するもの

No	意見（要旨）	市の考え方
1	計画内容については概ね理解した。全国的に人口減少が大きな問題となっているため、川崎市はまだ人口が増加している状況ではあるが、将来を見据え、現時点から検討しておくことは大切である。	本市は市全域で人口密度が高く、人口についても令和12年頃にピークを迎えた後も比較的緩やかな減少傾向をたどることが想定されています。一方で、全国的には人口減少が大きな問題となっていることから、本計画を策定したうえで、引き続き今後の人口動態や社会状況を注視してまいります。
2	自然災害リスクが大きいエリアで、突然居住に関する規制を設けてしまうと、現在の居住者などからのハレーションがかなり大きいと思われる。本計画のように、居住促進区域を設定し、まずはリスク周知を図ることで、地域の安全性等を住民が確認することができるので、今後も住民が安全に暮らすことができるよう、新たな都市計画の手段を用いるなど計画的に進めてほしい。	本市は市全域で人口密度が高く、人口についても令和12年頃にピークを迎えた後も比較的緩やかな減少傾向をたどることが想定されていることから、居住促進区域を市域の大部分に設定し、法令等で居住促進区域に含まないこととされている土砂災害特別警戒区域などを居住促進区域外としております。本計画による居住の規制等は現在検討しておりませんが、後の人口動態や社会状況を注視しながら、計画を策定・推進してまいります。